

中野区重層的支援体制整備事業実施計画（案）について

社会福祉法の改正により令和3年に創設された重層的支援体制整備事業について、中野区では令和4年度に既存事業を整理して重層的支援体制整備事業と位置づけた。今後、計画的に体制整備を推進するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定することとしたので、報告する。

1 重層的支援体制整備事業実施計画の概要

(1) 目的

本計画は、社会福祉法により創設された重層的支援体制整備事業を計画的に推進するため、その体制整備の方針と取組の方向性を示すものである。

(2) 法的根拠

社会福祉法第106条の5

(3) 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和10年度(2028年度)までの3年間

(4) 中野区重層的支援体制整備事業実施計画（案）

別紙のとおり

2 スケジュール

令和8年3月 地域包括ケア推進会議にて意見集約
計画策定

中野区
重層的支援体制整備事業実施計画

(案)

令和8年(2026年)3月

中野区地域支えあい推進部

目次

第Ⅰ章 重層的支援体制整備事業実施計画について	1
1. 重層的支援体制整備事業創設の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
第Ⅱ章 重層的支援体制整備事業の概要	3
1. 基本目標	3
2. 事業の目的	3
3. これまでの取組と今後の展開	4
(1)地域包括ケア体制の構築	4
(2)重層的支援体制整備事業への移行・展開	4
4. 事業の全体像	5
第Ⅲ章 重層的支援体制整備事業の各事業の体制	7
1. 包括的相談支援事業	7
(1)地域包括支援センターの運営(高齢)	8
(2)障害者相談支援事業(障害)	8
(3)利用者支援事業(子ども)	9
(4)自立相談支援事業(生活困窮)	9
2. 多機関協働事業	10
(1)地域ケア会議	11
3. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	13
4. 参加支援事業	13
5. 地域づくりに向けた支援事業	14
(1)地域介護予防活動支援事業(介護)	14
(2)生活支援体制整備事業(介護)	15
(3)地域活動支援センター機能強化事業(障害)	15
(4)地域子育て支援拠点事業(子育て)	16
(5)生活困窮者支援等のための地域づくり事業	16
第Ⅳ章 計画の評価について	17

第 I 章 重層的支援体制整備事業実施計画について

1. 重層的支援体制整備事業創設の背景

近年、家族や地域との「つながり」が希薄化し、社会的孤立や複雑化・複合化した生活課題を抱える人が増えています。国はこうした状況を踏まえ、平成 28 年に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」で地域共生社会の構築を目標に掲げ、令和 2 年に社会福祉法を改正、令和 3 年 4 月施行により「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

さらに、令和 6 年 4 月には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、同年 6 月 24 日付の国通知において、重層的支援体制整備事業と孤独・孤立対策を連携して推進する必要性が示されています。

【重層的支援体制整備事業の位置づけ】

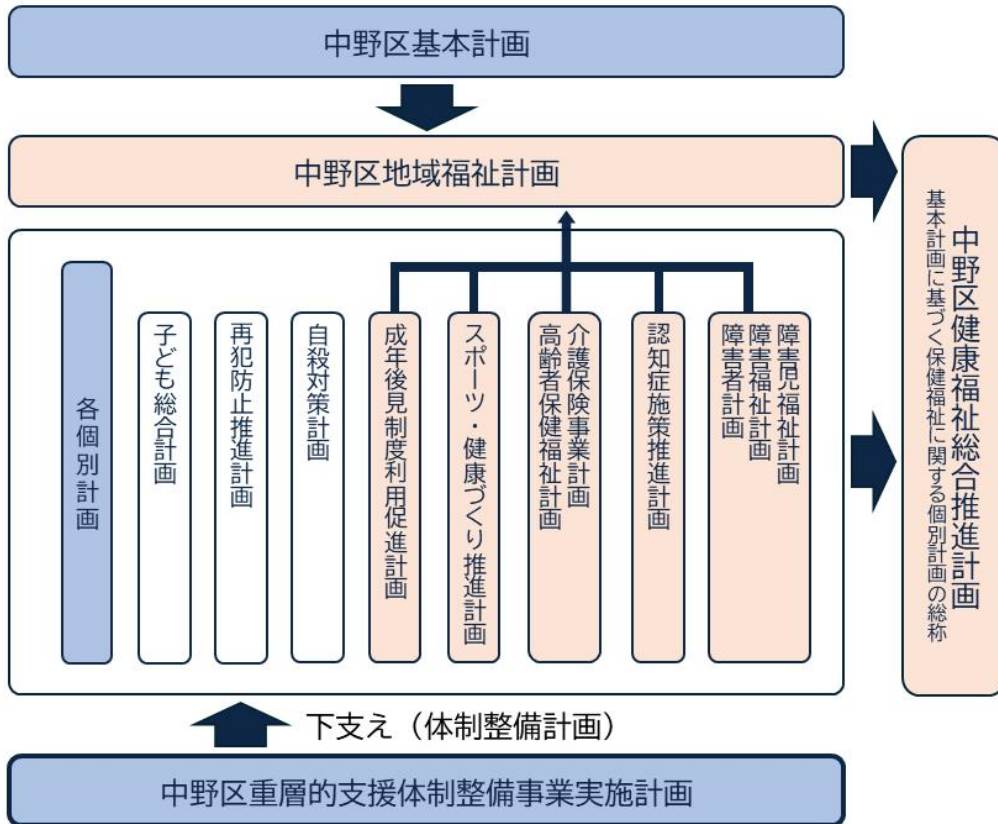


2. 計画の位置づけ

中野区重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第 106 条の 5 第1項に基づき策定するもので、重層的支援体制整備事業の実施に係る具体的事項を整理したものです。

上位計画である「中野区基本計画(2026～2030 年度)」及び「中野区地域福祉計画(2024～2028 年度)」等と整合性を図りつつ、各個別計画の推進を支える体制整備計画として位置づけます。

【関連計画の関係イメージ図】



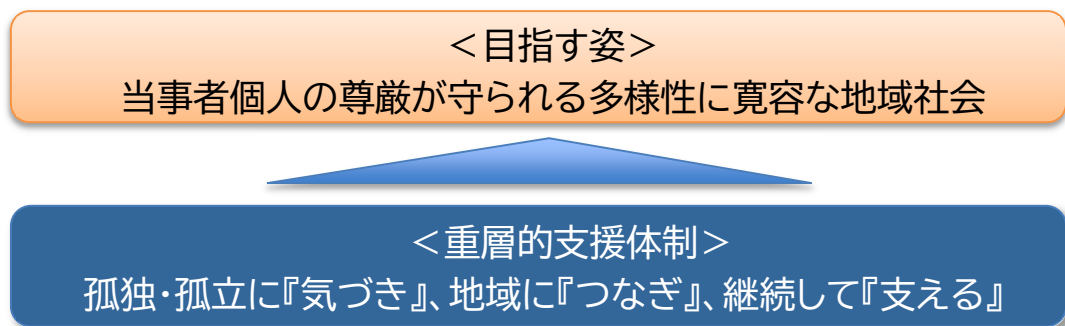
3. 計画期間

本計画は令和8年度(2026年度)から令和10年度(2028年度)までの3か年を計画期間とします。なお、令和9年度(2027年度)には「中野区健康福祉総合推進計画」の改定が予定されており、地域福祉計画や各個別計画の方向性等を踏まえ見直しを行います。

第Ⅱ章 重層的支援体制整備事業の概要

1. 基本目標

中野区は、当事者個人の尊厳が守られる多様性に寛容な地域社会の実現に向け、自己決定や自分らしく生きることを支援するため、行政機関や地域の支援機関・団体等の連携・協働によって、孤独・孤立に気づき、地域につなぎ、継続して支える、重層的支援体制を構築します。



2. 事業の目的

地域社会には、高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者、長期ひきこもり状態の方、ヤングケアラー、外国人、性的マイノリティなど、多様な人々が暮らしています。しかし、既存の制度や事業だけでは、複雑化・複合化した生活課題に十分対応できない場合があります。さらに、本人や家族が困りごとを自覚する余裕がなく、相談窓口にアクセスできない状況では、支援が届かず社会的孤立が深まるおそれがあります。

こうした課題に対応するため、制度や分野の枠を超え、属性や世代を問わない「包括的な相談支援」、本人の社会参加を促す「参加支援」、地域のつながりを再構築する「地域づくり」を一体的に展開する必要があります。

社会福祉法の改正(令和3年施行)により創設された重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現を目指し、既存の相談支援機能を活かしながら、断らない相談体制とアウトリーチを強化し、制度の狭間にあるニーズに柔軟に対応することを目的としています。

3. これまでの取組と今後の展開

(1)地域包括ケア体制の構築

中野区では、地域包括ケアの深化を目指し、「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」や「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」を策定し、医療・介護・福祉・住まい・生活支援の連携強化を進めてきました。これにより、高齢分野を中心とした相談体制や多機関協働の仕組みを整備し、障害・子育て分野との連携も強化してきました。

取組としては、「自助・互助・共助・公助」により支援が必要な人の生活を支えようという考えのもと、区、区民、関係機関や団体が集う地域ケア会議(地域包括ケア推進会議、すこやか地域ケア会議、地域ケア個別会議)において、顔の見える関係づくりを推進するとともに、すこやか福祉センター及び区民活動センターの職員によるアウトリーチチームを組成し、地域における要支援者の早期対応・支援を行ってきました。

また、ヤングケアラー支援やひきこもり支援の課題に対処すべく、相談支援事業を開始したほか、住まいに関しては居住支援協議会、在宅療養に関しては在宅療養推進協議会の設置に至りました。

(2)重層的支援体制整備事業への移行・展開

令和4年度には、これまでの地域包括ケア体制を重層的支援体制整備事業として位置づけ、令和7年度からは、属性や世代を問わず、制度の狭間にあるニーズに対処すべく、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を鷺宮すこやか福祉センター圏域に配置しました。

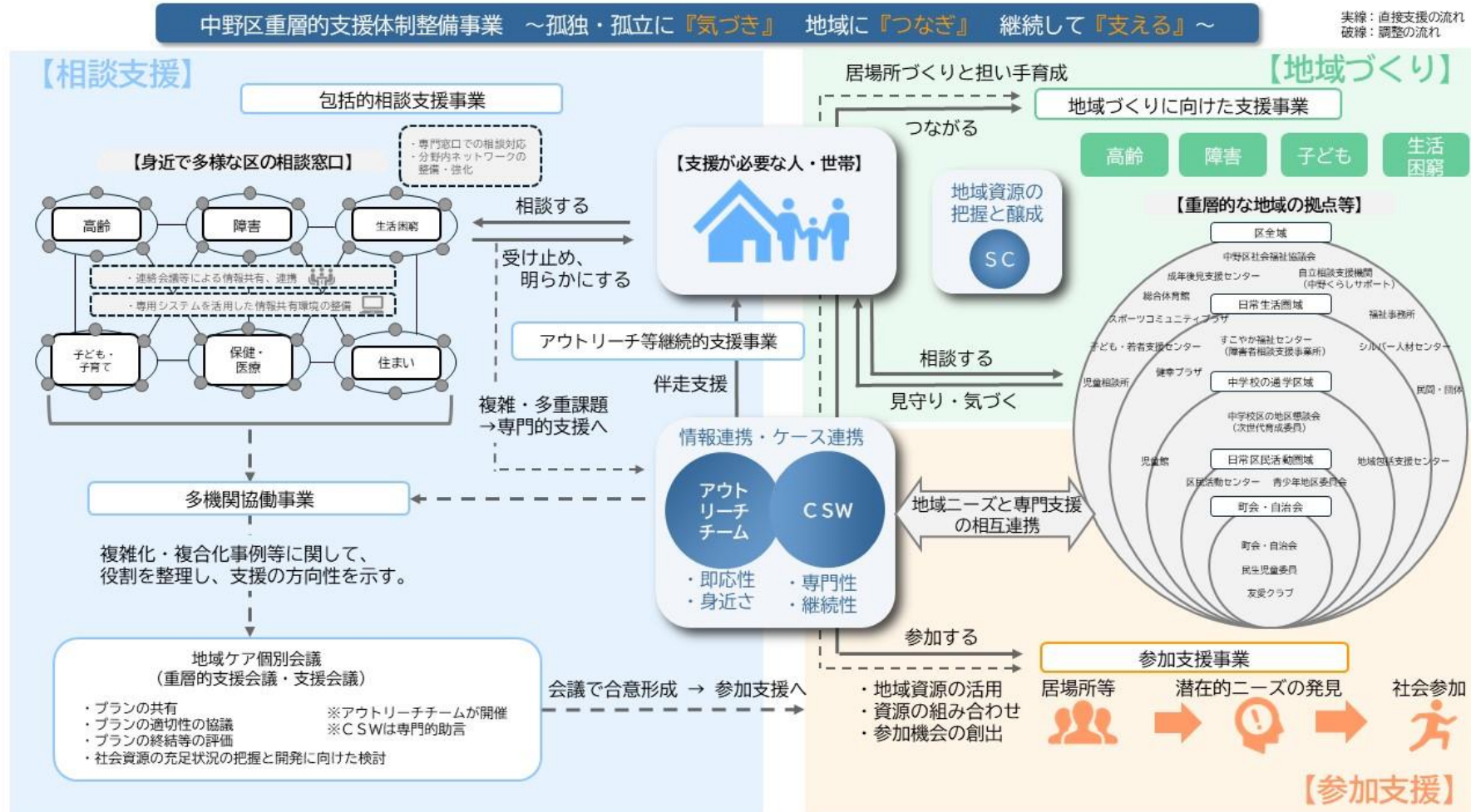
今後、CSWについては段階的に全圏域に広げ、個別の伴走支援や多様な課題に対応できる地域づくりを進めていきます。断らない相談、アウトリーチ、多機関協働をより一体的に進め、分野横断の連携を充実させることで、複雑化・複合化する課題に切れ目なく対応できる重層的支援体制を強化します。

4. 事業の全体像

区民の多様な生活課題に対応するため、国が定める重層的支援体制整備事業の各事業(①包括的相談支援事業、②多機関協働事業、③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、④参加支援事業、⑤地域づくりに向けた支援事業)を一体的に実施します。

重層的支援体制整備事業		主な区事業・担当窓口(R7 年度)	所管課
① 包括的相談支援事業	【高齢】地域包括支援センターの運営	基幹型地域包括支援センター(区役所)	地域包括ケア推進課
		地域包括支援センター	地域包括ケア推進課
	【障害】障害者相談支援事業	基幹相談支援センター(区役所)	障害福祉課
		すこやか障害者相談支援事業所(すこやか福祉センター)	地域包括ケア推進課
		精神障害者地域生活支援センター	障害福祉課
	【子ども】利用者支援事業	子ども総合窓口(区役所)	子育て支援課
		子ども・若者支援センター	子ども・若者相談課
		すこやか福祉センター	地域包括ケア推進課
		基幹型児童館	育成活動推進課
	【困窮】自立相談支援事業	中野くらしサポート	生活援護課
② 多機関協働事業	アウトリーチチーム コミュニティソーシャルワーク事業	地域包括ケア推進課 地域活動推進課	
③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチチーム コミュニティソーシャルワーク事業	地域包括ケア推進課 地域活動推進課	
④ 参加支援事業	ひきこもり支援事業 コミュニティソーシャルワーク事業	地域包括ケア推進課	
⑤ 地域づくりに向けた支援事業	【介護】地域介護予防活動支援事業	住民主体活動促進助成	地域包括ケア推進課
		健康・生きがいづくり事業	地域包括ケア推進課
	【介護】生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター	地域包括ケア推進課
	【障害】地域活動支援センター事業	精神障害者地域生活支援センター	障害福祉課
		障害者福祉会館	障害福祉課
	【子ども】地域子育て支援拠点事業	児童館・ふれあいの家	育成活動推進課
		子育てひろば	育成活動推進課
	【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域の公益活動への参加促進事業	地域活動推進課 地域包括ケア推進課
【全般】	コミュニティソーシャルワーク事業	地域包括ケア推進課	

参考:事業の全体像



第三章 重層的支援体制整備事業の各事業の体制

1. 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業とは、属性や世代を問わず生活上の困りごとを受け止める「断らない相談」を入口として、関係機関との連携により必要な支援へ切れ目なくつなぐ仕組みです。

中野区では、区民にとって身近で専門性の高い分野別の相談窓口を入口として運用します。窓口は分野別に設置しつつ、主管課を中心とした分野内ネットワークを継続的に整備・拡充し、担当者会・事例検討等の定例の情報共有の場を通じて分野間の連携を強化します。また、要支援者台帳システムの活用及びアウトリーチ台帳の電子化により、標準様式で迅速に情報を共有できる仕組みを整えます。併せて、研修の実施、事例検討等を通じて、各分野の相談対応力の底上げを推進します。

また、中野区社会福祉協議会が実施する「福祉何でも相談」も、地域における身近な相談窓口として機能しており、生活上の困りごとを受け止める重要な相談の受け皿となっています。

制度の狭間にある課題や複雑化・複合化した相談については、多機関協働事業（重層的支援会議・支援会議等）へ適時接続し、アウトリーチチーム及びCSWが中心となって関係機関の調整を担い、役割分担と支援方針を明確化します。初期相談を受けた窓口が、次の支援先への調整まで責任を持ってつなぎ、関係機関と連携しながら対応することで、「切れ目のない、つながる相談支援体制」を実質化します。

(1)地域包括支援センターの運営(高齢)

中野区では、介護保険法に基づき、区内 8 か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者を中心とした総合的な相談支援を提供しています。

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の 4 つの機能を担い、地域における高齢者の生活を支える中核的な役割を果たします。

計画期間中の 主な取り組み	地域包括支援センターの運営(高齢)
	○ 9 か所目の地域包括支援センターの設置 ○ 地域包括支援センター業務支援システムの運用

(2)障害者相談支援事業(障害)

障害者相談支援事業とは、障害のある方や家族が地域で安心して暮らせるよう、生活上の困りごとを気軽に相談できる体制を整える事業です。障害福祉サービスの利用調整に加え、就労や医療、住まいなど複合的な課題に対応するため、関係機関と連携し包括的な支援を行います。本人の意思を尊重し、自立と社会参加を支えることを目的としています。

中野区では、障害者や障害児を対象とした相談支援体制を強化するため、基幹相談支援センターを中心に専門職員(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師)を配置し、処遇困難ケースへの対応や地域移行支援を推進します。

また、地域の相談支援事業者の人材育成を目的に、研修会や事例検討会を開催し、相談支援の質を向上させます。さらに、すこやか地域ケア会議等への参画を通じて、地域課題の整理やネットワーク構築を進め、地域資源の開発に取り組みます。加えて、住宅入居等支援事業を実施し、保証人不在等で入居困難な方への調整や 24 時間対応の電話相談を行い、生活基盤の安定を支援します。

計画期間中の 主な取り組み	障害者相談支援事業(障害)
	○ 相談支援専門員研修による人材育成 ○ すこやか障害者相談支援事業所のすこやか地域ケア会議等への参加

(3)利用者支援事業(子ども)

利用者支援事業は、子どもや子育て家庭、妊産婦等が抱える多様な課題に対し、身近な相談窓口を通じて必要な情報提供や相談支援を行い、関係機関との連携により継続的な支援につなげることを目的としています。地域における包括的な相談体制を構築し、切れ目のない支援を実現します。

今後は、これまで基幹型児童館やすこやか福祉センターとつながることができていない子ども・子育て家庭や子育て支援団体に対するアプローチやコーディネートを実施するとともに、施設への来所にとられない、アウトリーチを含む相談体制の構築を進めます。また、地域における子ども・子育て家庭と子育て支援団体とのつながりの充実を図り、子育て関連情報や地域情報の集約及び広報を行います。さらに、利用者支援事業を実施する部署間の連携を強化するため、情報共有や協議の場を創出します。

	利用者支援事業(子ども)
計画期間中の 主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹型児童館における相談支援 ○ 子育て総合相談員の配置(子ども・若者支援センター) ○ すこやか福祉センターにおけるこども家庭センター機能強化 ○ 妊娠・出産・子育てトータルケア事業の充実 ○ 電子母子健康手帳アプリの導入

(4)自立相談支援事業(生活困窮)

自立相談支援事業は、生活に困窮する方が自立した生活を営むことができるよう、包括的な相談支援を行い、必要なサービスや制度につなげることを目的としています。経済的困窮のみならず、就労、住居、健康など複合的な課題に対応し、切れ目のない支援体制を構築します。

中野区では、生活困窮者の自立を支援するため、区役所庁舎内に自立相談支援機関「中野くらしサポート」窓口を設置し、包括的な相談支援を展開しています。窓口は生活保護相談担当や就労自立促進事業窓口と同じフロアに配置し、生活保護制度やハローワーク等との連携を強化します。

	自立相談支援事業(生活困窮)
計画期間中の 主な取り組み	○ 中野くらしサポートと関係機関の連携強化

2. 多機関協働事業

多機関協働事業とは、複雑化・複合化する生活課題に対応するため、行政、医療、福祉、教育、民間団体など複数の機関が連携し、包括的な相談支援や伴走型支援を実施する仕組みです。また、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、支援が必要な当事者のみならず、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は“支援者支援”の役割を担う事業でもあります。

中野区では、地域における包括的な支援体制を維持・強化するため、支援関係機関間の連携を促進し、複雑化・複合化する生活課題に対応することを目的として、多機関協働事業を実施しています。具体的には、事務・福祉・保健師の3職種で構成されたアウトリーチチームが、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めています。

また、CSWは、専門性を生かしながら、困難事例に対する伴走支援を行い、関係機関との連携を支え、包括的な支援体制の強化に寄与します。

さらに、中野区では、居住支援協議会をはじめとした既存の多様な協議体・ネットワークが、多機関協働の“場”として機能しており、住宅分野、福祉分野、医療、地域団体などが情報共有や課題の持ち寄りを行うことで、支援につながるための実務的な連携基盤が形成されています。アウトリーチチームやCSWが必要に応じて主催する多機関協働の会議に、これらのネットワークが協力して参加し、分野横断で連携を図る仕組みを整備していくことが重要であり、こうした協力体制を多機関協働事業の重要な構成要素として位置付けます。

(1)地域ケア会議

地域ケア会議は、多機関が連携して課題解決を図る三層構造の会議体です。

第1層:地域包括ケア推進会議

行政・関係機関・区民等が集い、顔の見える関係づくりを通じて多機関連携のプラットフォームとして、地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能を有しています。

第2層:すこやか地域ケア会議

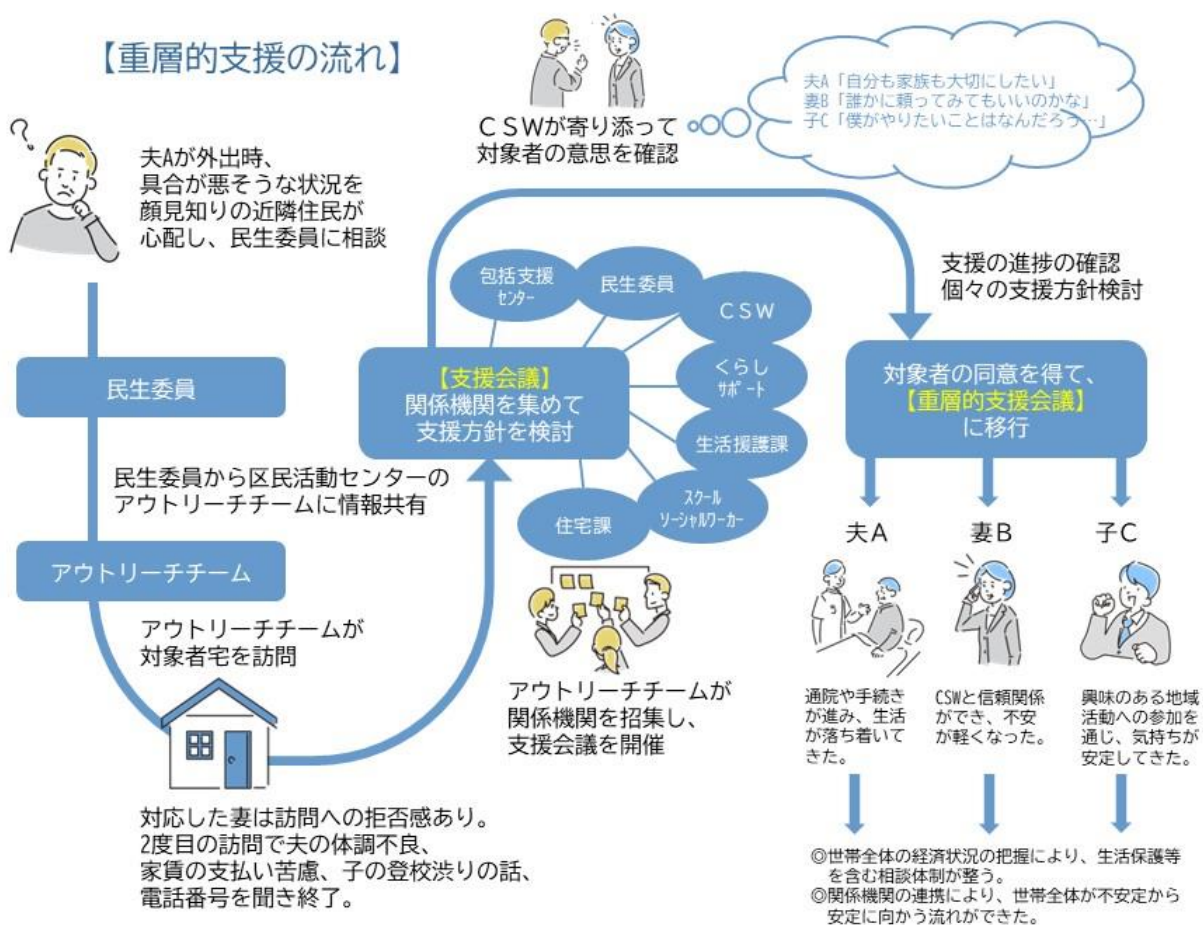
日常生活圏域を単位にネットワーク形成、事例からの課題抽出、資源開発等を通じて圏域の協働基盤を強化しています。

第3層:地域ケア個別会議

複雑化・複合化した個別事例の解決策を検討する場であり、アウトリーチチームやCSWが必要に応じて会議を開催し、関係機関との連携調整を担いながら対応します。会議は、本人同意の有無に応じて二つの形態(本人同意あり=重層的支援会議/同意が得られない場合=支援会議)として開催します。

	多機関協働事業
計画期間中の 主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">○ 第10期地域ケア会議の開催○ アウトリーチチームの機能強化○ CSWによる支援者支援

参考:重層的支援の流れ



3. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは、相談につながりにくい方に対して訪問や声かけなどで接点を持ち、信頼関係を築きながら、必要な支援やサービスにつなげる取り組みです。

中野区では、地域における孤立や生活課題を早期に把握し、継続的な支援を提供することを目的として、本事業を実施しています。事業の実施にあたっては、区のアウトリーチチームとCSWが連携し、役割を分担します。アウトリーチチームは、初期対応や幅広い相談受付、関係機関との調整を担い、CSWは複雑化・長期化した事例に寄り添う伴走支援や多機関協働、地域ネットワークの構築を推進します。両者は情報共有やケース会議を通じて協力し、切れ目のない支援体制を構築します。

計画期間中の 主な取り組み	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	○ CSWの段階的配置

4. 参加支援事業

参加支援事業は、社会とのつながりが希薄な方や地域活動への参加が難しい方に対し、交流や活動への参加を促進する取り組みです。孤立や孤独の防止、地域コミュニティの活性化を目的とし、本人の希望や状況に応じて、参加のきっかけづくりや継続的な支援を行います。

中野区では、ひきこもり支援事業を中野区社会福祉協議会に委託し、ひきこもり当事者に対して、地域資源の調整、支援計画の作成、支援の実施を担っています。

また、CSWは社会参加を望む人と地域資源をつなぎ、支援プランに基づく伴走支援と資源の活用・開発を通じて、参加の機会を広げます。

計画期間中の 主な取り組み	参加支援事業
	○ ひきこもり支援事業の充実 ○ CSWによる伴走支援と地域での活動へのコーディネートの充実

5. 地域づくりに向けた支援事業

地域づくりに向けた支援事業は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、さまざまな分野で実施されている既存の地域づくりの取組を活かしながら、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を進める事業です。加えて、地域資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチングを通じて、多様な主体による活動をコーディネートします。地域の社会資源を幅広く把握・評価したうえで、住民や市民活動団体などの主体的な活動を支援し、地域の居場所と連携しながら、地域活動の活性化と社会的孤立の防止を図ります。

また、CSW及び生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員 以下、「SC」という)は地域住民や関係機関と協働し、居場所づくりや交流促進、ニーズ把握を行い、ボランティア育成を通じて地域のつながりを強化します。

(1)地域介護予防活動支援事業(介護)

地域介護予防活動支援事業は、一般介護予防事業の一つで高齢者の認知症予防・フレイル予防を推進し、地域住民による自主的な介護予防活動を促進することを目的としています。朗読プログラムを活用した地域人材育成研修や、通いの場の立ち上げ支援、介護予防に資する住民主体の活動助成を通じて、地域の居場所づくりと担い手育成を進めます。また、高齢者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを健康・生きがいづくり事業として健幸プラザ(旧高齢者会館)等で実施し、参加者同士の交流の場の提供を行い、社会的孤立の防止と地域活動の活性化を図ります。

計画期間中の 主な取り組み	地域介護予防活動支援事業(介護)
	○ 健幸プラザへのリニューアル ○ 一般介護予防事業の充実

(2)生活支援体制整備事業（介護）

生活支援体制整備事業は、地域における生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう地域全体で支える仕組みをつくることを目的としています。第1層・第2層のSCを配置し、地域包括支援センターや健幸プラザ(旧高齢者会館)を中心に、住民や関係機関との連携を強化します。また、各日常生活圏域に地域の様々な人たちが集まり、話し合いをすることで、地域が抱える課題や問題を見つけ出し、解決するためのアイデアを出し合い、自分たちでできることを考える場としての協議体を設置し、SCが調整役となります。これにより、地域資源の把握・活用、支援ニーズとサービスのマッチングを促進し、官民協働による生活支援の仕組みを構築します。

	生活支援体制整備事業（介護）
計画期間中の 主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">○ 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置による団体支援の強化○ 生活支援コーディネーターの健幸プラザ巡回訪問

(3)地域活動支援センター機能強化事業（障害）

地域活動支援センター機能強化事業は、障害のある方が地域で安心して暮らし、社会参加を促進するために、地域活動支援センターの機能を充実させることを目的としています。医療、障害福祉サービス・相談支援機関及び地域の社会基盤との連携強化や地域住民ボランティア育成、理解促進を図るための普及啓発、就労準備支援などを通じて、障害者の自立と地域とのつながりを強化します。

	地域活動支援センター機能強化事業（障害）
計画期間中の 主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">○ 地域ボランティアとの協働によるプログラムの実施○ 精神保健福祉関連講座の実施○ 就労に向けての機能訓練、パソコン実習

(4)地域子育て支援拠点事業(子育て)

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児とその保護者が安心して交流できる場を提供し、子育てに関する相談・情報提供・助言を行うことを目的としています。国の要綱に基づき、子育てひろば事業を一般型 11 か所(委託 8 か所、ふれあいの家 2 か所、令和 8 年度委託開始 1 か所)及び連携型 16 か所(児童館)で実施し、地域の子育て力を高める取組や関係機関との連携を推進します。

計画期間中の 主な取り組み	地域子育て支援拠点事業(子育て) ○ 子育てひろば整備・運営
------------------	-----------------------------------

(5)生活困窮者支援等のための地域づくり事業

生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、生活困窮や孤立などの課題を抱える区民の課題解決を図るため、地域共生社会の実現に向けた公益活動の活性化を目的としています。なかの地域活動フェスティバルの開催や情報発信等を通じて、地域住民の公益活動への参加を促進し、行政・地域住民・NPO等の担い手がつながるプラットフォームを構築します。これにより、地域の多様なニーズに対応し、孤立防止と地域福祉の推進を図ります。

併せて、地域における生活困窮者支援の取組と連携し、地域課題を共有しながら支援が広がる仕組みづくりを進めます。CSWが主体となって、社会福祉協議会が進める社会資源づくりの取組や、区内で生活困窮者支援を行う団体の情報交換をはじめ、関係機関が把握する生活課題を踏まえて協働を深め、地域全体で必要な支援や資源の充実を図ります。

計画期間中の 主な取り組み	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ○ なかの地域活動フェスティバルの開催 ○ CSWによる地域づくり支援
------------------	---

第IV章 計画の評価について

本計画の評価は、事業の進捗状況を客観的に把握するため、アウトプット指標を用いて実施します。アウトプット指標とは、事業の実施量や活動状況を示す定量的な指標であり、成果(アウトカム)ではなく、取組の実行度を測るものです。

また、計画の進行管理については、年度ごとに取組状況や指標の推移を確認し、課題の抽出や改善点の整理を行うことで、継続的に取組の質の向上を図ります。関係部署との情報共有や庁内での協議を通じて、PDCA サイクルを踏まえた柔軟な運用を行い、地域の状況や支援ニーズの変化に応じて適宜見直しを行います。

重層的支援体制整備事業におけるアウトプット指標

アウトプット指標		令和6年度実績
1 地域包括支援センターの運営		
	地域包括支援センターの相談件数(うち、他の機関との連携件数)	相談延件数:87,948件 (他の機関との連携件数: 7,653件)
2 障害者相談支援事業		
	障害者相談支援事業の利用者数	61,299件
	すこやか障害者相談支援事業所のすこやか地域ケア会議等への参加回数	19回
3 利用者支援事業		
	すこやか福祉センターにおける妊婦面接の実施件数	2,428件
	すこやか福祉センターにおける要支援者のサポートプラン作成件数	621件
	基幹型児童館における子育て相談件数	291件
	子ども総合窓口の利用件数	19,204件
	子ども・若者支援センターにおける総合相談の利用件数	— (利用者支援事業としては令和7年度から実施)

4	自立相談支援事業	
	自立相談支援事業の新規相談受付け数	1,140名
5	多機関協働事業	
	地域ケア個別会議の開催回数	46回
6	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
	アウトリーチチーム及びCSWが対応し、適切な支援につなげた要支援者数 ※CSWは令和7年度から配置のため、令和6年度はアウトリーチチームのみの対応。	要支援者数:431名 (うち、支援につなげた人数:266名)
7	参加支援事業	
	社会福祉協議会が相談支援を通じて地域の福祉サービス事業所と連携し、居場所づくりなど参加支援の取り組みを実施した件数	4件
8	地域介護予防活動支援事業	
	介護予防地域人材育成研修の実施回数及び参加者数	回数:4回 参加者数:44名
9	生活支援体制整備事業	
	第1層、第2層協議体の開催件数	第1層:2回 第2層:12回
10	地域活動支援センター機能強化事業	
	地域活動支援センターでの医療・福祉及び社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成や理解促進・普及啓発事業等に参加した利用者数	2,398名 (I型:2,170名、II型:228名)
11	地域子育て支援拠点事業	
	子育てひろばの利用者数	一般型:73,061名 連携型:116,807名
12	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
	なかの地域活動フェスティバルの参加者数	延 349名

中野区重層的支援体制整備事業実施計画(案)

令和8年3月

発行:中野区

編集:中野区地域支えあい推進部

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

電話 03-3228-5804

F A X 03-3228-5620